

被保険者証の更新について

国保の窓口からお願い

現在国保に加入されている皆さんには、平成18年10月1日から使用する新しい被保険者証が9月下旬頃、郵送にて配布されます。

被保険者証は、皆さんが保険医療機関等で受診するときに国保の加入者であることを確認できる唯一の証明書です。

そこで、受診される方は次のことを必ず守るようにして下さい。

1. 現在入院中あるいは通院中の方は、平成18年10月1日から新しい被保険者証を必ず保険医療機関等の窓口へ掲示してください。
2. 70歳以上の方、及び老人保健の適用を受けている方は別途負担割合を表す証として「国民健康保険高齢受給者証」または「老人保健法 医療受給者証」を交付しておりますので、被保険者証といっしょに保険医療機関等の窓口へ掲示してください。
3. 10月1日以降新しく国保に加入したときも、入院・通院にかかわらず、必ず被保険者証を保険医療機関等の窓口へ掲示してください。
4. 月のはじめに必ず被保険者証を保険医療機関等の窓口へ掲示してください。

保険証が変わったときは？

社会保険への加入や転出などで国保の資格を喪失する際には必ず届出が必要です。(国保の資格が自動的に喪失されることはありません。)速やかに異動する人の被保険者証を仙北市役所関係機関へ、世帯主の変更や住所変更などの際は世帯全員の被保険者証を持参して手続きしてください。

お問い合わせ

市民課 国保年金係
TEL(43)3307

